

# 財源の安定的な確保による財政基盤の強化

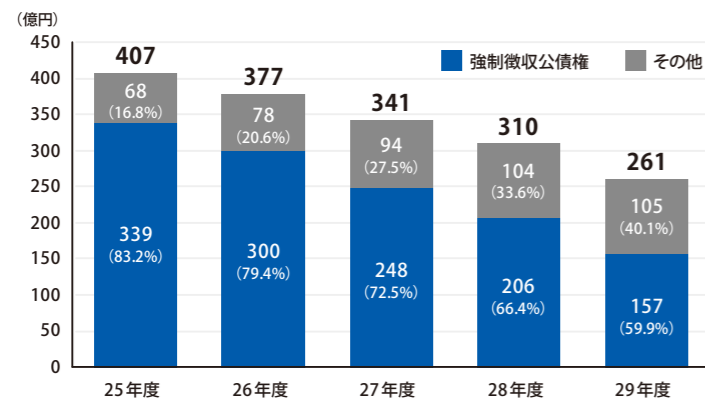
## 目標

- 市税収入は税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、安定的な確保が図られています。
- 全庁的な債権管理のさらなる適正化の推進により、未収債権の収納率の向上や、未収債権額（滞納額）の縮減が図られています。

## 現状と課題

- 市税は公平かつ適正な賦課徴収に努めていますが、今後、行政手続の簡素化に向けた取組やマイナンバー制度導入による情報セキュリティの厳格化など、税を取り巻く環境の変化にも確実に対応していく必要があります。
- 未収債権については、全庁的に縮減を図ってきましたが、さらに、現状の取組を検証・改善しながら確実に回収を進めるとともに、債権の発生から回収まで一連の債権管理の徹底を図る必要があります。

未収債権額全体（一般会計・特別会計）の推移



未収債権額圧縮率（対前年度比）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
圧縮率	▲10.0%	▲7.3%	▲9.5%	▲9.1%	▲15.8%

\* 強制徴収公債権とは、市税や国民健康保険料など、強制的に徴収する権限が付与されている債権をいいます。

\* 未収債権額は、一時的かつ特殊な原因により発生している「産廃最終処分場行政代執行費」「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金」を除いています。

○ 産廃最終処分場行政代執行費  
国の同意を得て財政支援を受ける特別措置法の事業であり、本市としては、原因者への責任追及及び滞納処分を徹底するなど、厳正に対処しています。

○ 東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金  
放射線対策費用の全額について賠償請求を行い、東京電力側の支払の判断が全て示された段階で、「原子力損害賠償紛争解決センター」にあっせん（和解の仲介）の申立てを行っています。

## 取組の方向

- 市税は賦課から徴収まで一貫して公平かつ適正な事務を進めることができるよう区局一体となって取り組むとともに、税務のさらなる電子化など、納税者の利便性を高めることにより、市税収入の安定的な確保を図ります。
- 全庁的な債権については、「横浜市の債権の管理等に関する規則（平成30年3月改正）」に基づき、債権の発生から回収まで、自律的かつ継続的に適正な債権管理を行うことができるよう仕組みづくり等を進めます。

## 指標

指標	直近の現状値 (29年度)	目標値 (33年度末)	所管	
1 未収債権額全体（一般会計・特別会計）	261億円	220億円	財政局	
2 収納率* （現年度分と滞納繰越分の合計値）	国民健康保険料	86.2%	91.3%	健康福祉局
	市税	99.2%	99.3%	財政局
	介護保険料	97.0%	98.1%	健康福祉局
	保育料	97.6%	98.2%	こども青少年局
	後期高齢者医療保険料	98.8%	98.9%	健康福祉局

※ 強制徴収公債権のうち主なもの

## 主な取組

1 税務行政の公平かつ適正な推進	所管	財政局、区
公平かつ適正な賦課徴収を行うとともに、税務情報を適正に管理します。また、口座振替など便利で確実な納付手段の活用など、納付機会の拡大（多様化）などにより滞納発生の未然防止を図るとともに、現年課税分を中心とした早期未納対策を進めます。		
直近の現状値	29年度：口座振替納税（ペイジー口座振替受付サービス）、ペイジー収納、コンビニエンス・ストア収納	

2 税務のさらなる電子化	所管	財政局
全国的な地方税の電子化が進められる中で、e L T A X（地方税ポータルシステム）による電子申告の利用率を高めるとともに、共通電子納税システムを導入するなどにより、納税者の利便性向上につながるよう、税務のさらなる電子化を進めます。		
直近の現状値	29年度：e L T A X電子申告利用率 法人市民税67.6%、固定資産税（償却資産）42.7%、個人市民税（特別徴収）48.0%、事業所税19.7%	

3 全庁的な債権管理の適正化の推進	所管	財政局、全区局
「横浜市の債権の管理等に関する規則」に基づき、未収債権発生前からの備えを徹底し、未然防止に努めるとともに、早期未納対策を充実させ、未収債権の早期解決を図ります。また、研修の実施等により、債権管理のノウハウの定着を図ります。		
直近の現状値	29年度：電話納付案内センターによる納付案内、私債権等の弁護士への徴収委任、債権管理研修、「横浜市の債権の管理等に関する規則」（改正）※	

※ 適正な債権管理の徹底を図るため、本市の債権全般（公債権・私債権）の管理について統一した基準や手法を規定しました。

## ～地方税の電子化～

経済社会のICT化等が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備することが重要となっています。

地方税においては、e L T A X（地方税ポータルシステム）により電子申告の仕組みが導入され、利用率が年々向上しているとともに、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする、全国共通の電子納税システムの整備（31年10月稼働予定）など、電子化への取組が進められています。